

○田中一君 そうしますと、この法律はこの黒ボツの汚水です、取りつけ管から出発するの、あるいは家庭から汚水が流れるときから出発するの、流れるものの処理はどうするかという点、この法律の及ぼす範疇はどこからどこになつてゐるんです。

○説明員(岩井四郎君) 一応公共下水道としましてはこの黒ボツからであります、一応宅地からこの黒ボツのますに來るまで、これは排水設備として下水道ではありますけれども、これはいわゆる個人の施設になるわけであり

○田中一君 この黒ボツというのは現在旧法の、公共下水道法で、下水道法ではどういふように規定してあるんですか。現行法の下水道法で、これはむしろ黒ボツの汚水ですから規定してあるんですか。

○説明員(岩井四郎君) さうでございます。ただし汚水は個人でつける場合と、また公共事業でつける場合とあります。

○田中一君 そうすると汚水の設置の区間と申しますか、そういう区間とか、それから汚水の築造基準とかいふものは政令で示しておるんですか。

○説明員(岩井四郎君) さうでございます。政令、参考書類のどこにありませう。

○説明員(岩井四郎君) 現行法では汚水については何もないのであります。新法においてはさういふ政令で定めさせていただきます。

○田中一君 この法律はまだできておりませんから、旧法で私は説明を聞き

たいんですが、では旧法ではこの汚水と、分流入孔とかいふものは規定がないわけですか。

○政府委員(町田稔君) 下水道法は、現在の法律では十四条の非常に簡単なものでございまして、今先生のおっしゃつたような細部についての規定は法律自体にはございせん。ただ現在もさういふような施設をいたしておりますが、これは設計の際等におきまして、こちらで認可をする際等に検討いたしております。

○田中一君 どういう基準でどういふ所に設置するかということ、すると行政官庁の一方的な意思でまゐるんですか、それとも自分の地区の同じ町内なら町内のどこに作つてくれといふことが、町内から出てきてまゐるのか、その点は現行法でどうなつておるんですか。

○説明員(岩井四郎君) これは家庭から出る汚水は、大体各個人の家庭の御希望によつてまゐつてきます。ただ計画的にこれから家が建つ場合には、あらかじめ公共事業の方におきまして汚水の位置を定めます、それは施行上もう一度管を掘り返す必要がありまゐるので、大体予定位置をきまして、そこにつないでいただくように計画をするわけでありませう。

○田中一君 資料として、現在やつておるごつかの計画局が指導した計画、図面をお出し願ひたいと思ふんです。さういふものがないと私もにはのみ込めないんです、どういふものか。

○政府委員(町田稔君) ただいま御要求がございましたので、具体的に設計を認可する際に出してきまして書類を作りましてお目にかけます。

○田中一君 道路法との關係をちよつと伺ひたいんですが、それは道路にはおおむね側溝があるいは暗渠が並行して、ついで築造されておるのが普通だと思ふんです。そこでこれは私調べるのがめんどから伺ひますが、雨水を流す、あるいは汚水を流す道路の側溝といふものが、これは道路法で定められておりましたか、それともこの下水道法で定められておるんですか、現行法は。

○説明員(志村清一君) 道路の側溝は、道路の一部といたしまして道路そのものになるわけでありませう。

○田中一君 道路法のどこにございませうか。

○説明員(志村清一君) 道路法におきましては、道路の付属物といふふうな考え方でありまして、具体的な側溝の問題につきましては、道路構造令の中で規定いたしまして、第三十条に道路の構造の基準の中に、排水施設という項がございまして、さらに具体的な問題については道路構造令ということ規定されておるわけでありませう。

○田中一君 そうしますと道路法の第三十条の第七号の排水施設といふものと、今度の新法の下水道法との関連はどういふふうに結んでおるんですか。

○説明員(志村清一君) 改良下水道と從來言つておりました公共下水道の、整備してあります地区におきましては、道路につきましても道路に降りまして雨水とか汚水といったものは、当然公共下水道に流入させることになつております。道路の管理者は、さういふ意味におきまして排水設備として側溝を設ける、さうして公共下水道に流し込むといふふうに考えております。

○田中一君 道路に並行してありますところの側溝は、法律的にどこに支配されるんですか。道路法で支配されるのか、下水道法で支配されるのか、維持管理の点。

○説明員(志村清一君) 道路法によりまして、構造その他維持管理につきましても規定がございませう、同時に、公共下水道等の整備された地区におきましては、排水設備としての下水道法の規制も受けるということに相なると思ひます。

○田中一君 それはこの本法のどこにございませうか。

○政府委員(町田稔君) 下水道法案の第十条に排水設備の設置といふのがございませう、この十条の排水設備の中に側溝も入るわけでありませう。

○田中一君 そうすると道路の側溝であるところの排水設備は、行政部門としては下水課なら下水課がそれを受け持つおるんですか、道路課が持つべきものなんですか。

○政府委員(町田稔君) 道路課で管理をいたしております。

○田中一君 そうして、汚水から初めて下水道法によるところの下水課が管理をする、こうなるのですか。

○政府委員(町田稔君) さうでございます。

○田中一君 道路法によらない通路その他はどういふことになつたか。たとえば、公共道路でなくとも、道路交差と縮法といふ法律があつて、私道であらうと何であらうとそれの制約を受ける。たとえば接続する土地があつても、建築基準法によつて、両家の境に一定の通路を設けねばならぬということになつてゐる。さういふ制約があ

るのですが、排水の場合、道路の場合は今わかりました、しかし、今度は道路法の道路でなくとも、汚水は排水するの、私有地といふんですか、私有地さういふ所を通る場合は、どこでそれを管理する権限を持つておるか。

○説明員(志村清一君) 第十条第一項に一号二号三号とございまして、公共下水道の整備された地区につきましては、公共下水道として雨水を、あるいは汚水といふのを作りまして、そこまで公共下水道が担当する、あとは各個人自身の敷地でございませう、その敷地の中の水といふものは、その雨水なり汚水なりまで持つてくるといふことを義務づけております。さういふ意味におきまして一応全部網羅される。ただ問題といたしましては、公共下水道の構造基準に詳しく書くのでございませう、一応各敷地には全部道路に面しまして、公共下水道の毛細管と申しますか、そんなやうなものを一応入れるといふ建前をとつております。

○田中一君 公共道路でない私有の通路で、道路法の道路でないものの場合です。共同でやる場合は何か補助金でも出るようになっておるんですか。それともお互ひに話し合つてやれといふことになつておるのですか。それはまたどこにございませうか。

○説明員(志村清一君) その場合には第十条の一項の二号で「建築物の敷地でない土地にあつては、当該土地の所有者」が排水設備の設置を行うことになつておる、これはだれが当面設置する義務があるかといふことを書いたのでございまして、そのあとの費用の負担等につきましては、共同で使

準を誰が作るのですか。

流そうと、そんなことに責任を感じな

○説明員（志村清一君） 清掃法は厚生

のを、排水設備といっております。そ

なる維持管理を行なつて参らう、とい

うのが本法の趣旨でございます。

○内村清次君 今、田中委員から実例をあげられました。今、私も一つ実例をあげますと、一つは道路の問題、一つは下水の問題です。道路の問題で、たとえば地主があつて地主がその宅地を生かすために、私有地の道路を提供してある。しかし、これは二圃道、あるいは一圃道というような相当広い道路です。永久性のある道路ですね、この道路が雨のときや、あるいはまた雪どけのときにはじやぶじやぶする。非常に道路が泥濘になつて通行人に非常に迷惑ですけれども、それが砂利を入れない。たまたま区役所の方に申告していけば、これは区役所の道ではありませんが、こう言つて、年に一回か三年に一回ぐらいは砂利を入れるが、それは地主の半分持ち、あるいはまたその住宅者の分担金でやる。こういうような所、そこで私有地と、一体区道あるいは都道、あるいはまた附近にあるところの二級道、あるいはまた一級道というような点とどこで区別するか。言つてみると、区道以上は下水が道路の両側の方にあるのだ、こういうのです。そうすると、そういう私道には一圃半ばかりあつても下水が伴つておらないのです。ただ住宅から、先ほど図解にありますように、流れたわずかのばかりの小さい下水の溝があります。普通そういう所はもうろん水洗便所でもないで、排水はみなたまりを設けて吸い込み式、こういうような設備の所が東京のごく附近に、都市の中にあるわけです。こういう所をや何と規制しなければならぬと思つてゐるのですけれども、旧法に

おいてはそういう規制もないわけですか、どうですか。

○政府委員(町田君) 今お話のよう私道等については、下水を排除する施設が整備いたしておりませんので、今御指摘のような実情が多いと思ふのでございませう。大体従来下水道の普及いたしておらずに、非常に狭かつた関係で、非常に御指摘のような場所が多いのでございませうが、それを解決する方法としては、これは公共下水道を普及していくという以外に方法がないと思ふのです。どうしてもわれわれはこの法律等に根拠を得まして、公共下水道に大いに力を入れて参りたい、こう考えております。

○理事(石井君) ただいま厚生省の環境衛生部長尾村律久君、水道部長田邊弘君が出席されておりますことを御報告申し上げます。

○田中一君 そこでこの法律を見ても、放水路というのですか、放水溝かには、そのまゝ掃除をされないで、共有部分に対する清掃もしないで、おから、ハエや蚊が生れるのであつて、この法律の根幹をなしている大下水とか放流、何というか堀割のようなものは、当然直接その行政機関が税金をとつてやるのでしうけれども、一番問題になるのは、家庭に付随する汚水の問題が完全でないから、ハエや蚊の問題が起るので、政府が自民党が知らんが、ハエや蚊をなくせよという法律を作ろうというけれども、そんなことは、こういう下水法案をやつておる今日、汚水の処理というものを十分にやれば、それで相当軽減されるわけなんです。この法律案を讀んでもどこにもそういうことはない。どこにもないん

です。ただもうあるものに流れていくのだということ。ある施設に流すのだということであつて、私はせめて新法を持つてくるならば、住みよい家を営むならば、どうしても暗渠にするといふこと程度の規制が、必要なんじゃないかと思ふのです。最近ずいぶんアパートができておりますから、そういう点においては、アパートじゃこういう下水なんという問題は、全然われわれがえんて、おしつこしてもうんちしても自然にきれいになつて、くさい所はなくなつておりますけれども、東京の地図を拝見しても、完成された所は、せめて作るならばそこいらのことを考えるべきだと思ふのです。幸い上水、下水といふものが、所管大臣も變つて、今日のはつきりと責任ある行政大臣ができたわけですから、終末処理は別として、従つてそういう点についての両者の話し合いというものは、持たれてあつたかどうか。またこれはまあ厚生省の問題になると思ふますが、ハエや蚊をなくせよという運動は、建設省がするのじゃなくて、厚生省がすべきだと思ふのです。その際、厚生省としては当然家庭に密着する下水道は、やはり暗渠にするということにしなければ、われわれの生活は楽しくならぬわけですから、金がないというのを言ふかもしらぬけれども、金がないのじゃないのだ。金をむだ使ひしているから、こういう方面に金が回らないのであつて、せめて法律でそういうことくらいは規制してほしいと思ふのです。私もなんかも例があるのです。しやうがないからコンクリートの板を買つて

きて、一枚だいが腐かつたもんです。それを下にすつと並べておると、いつの間にか一枚を取られるとすぐまたたちまちほかのものを取られてしまふ。一枚を盗まれるまでは割合に盗まないけれども、一枚盗まれたら最後、次から次とだれか持つていつてしまふ。だからやはり各家庭において、そういう費用を惜しむということよりも、やはり快い生活をしたといふことの方が先なんです。蚊がいなければかやをつらないで済むんでしやう。蚊取り線香の必要もなくなつてくる、長い期間から考えてみる場合には、大休借家の場合には家主がそれを築造するわけですから、地主がそれを築造するわけですから、これくらいの負担は何でもないわけなんです。せめてそのくらいのこととは、都市生活においては規制するような方法をとらなければならぬのじゃないかと思ふのですが、その点は厚生省はどう考えていますか。

○政府委員(尾村君) ただいまの蚊とハエの運動と家庭汚水の疎通の問題でございませう。確かにお話の通り、家庭排水の疎通が悪うございませうとボウフラがわきまして、非常に蚊の発生原因になる。現在のところ規制方法といたしましては、清掃法で汚水だけを除かれておまして、汚水以外は、都市の全部をほとんど含みますが、特別清掃地域という指定になつております。この中へは汚物、ごみ、そういうものを一切捨ててはならない。これは大ネコの死骸まで明記してあります。ただ汚水は入つておりませんために、それらの疎通を害する原因が、今のごみ等を捨てたことによりまして、そういうものを捨てたことがいかにいうことで、疎通されるものがあるわけなんです。水が勾配その他の関係でたまつてゐるといふのは、この方法が現在のところないわけ、それが今各地で衆蚊の発生を見ているわけでございます。そうなりますと、結局法によらないで、どの方になりますと、公共のものになりますので、区の掃除すなわち、道路維持あるいはみぞの維持と、これの勵行以外にない。それから家庭の中に入りますと、これはもう手がつかぬと、こういうことになつてしまつて、その点からみまうと、もちろん暗渠が非常に望ましいのでございませう。これも建設省と厚生省、十分今度の立法に当りましたは、相談をいたしたのでございませうが、ただ個人の負担に帰する部分なものでございませうから、これを両省とも、これは強制の中に入れて、これができない、という一般的な考えで明記してない、こういうこととでございませう。

○田中一君 せめて十分の一でも、区なら区が補助金を出してやるといふことになれば、これは強制してもいいんです。私は、そういう措置が望ましいと思ふのです。そうしなければ、とうてい、伝染病の問題にしても、どの問題についても解決しないと思ふのです。ことに今、清掃法では、大、ネコまで入つておるといふますが、大、ネコを自分のところに捨てるわけはない、よそへ持つていつて捨てるのです。よその人間が持つてきてぶち込んでいくのです。だから、そういうだれかわからぬものは、区なら区が必ずそれを処理しなければならぬ、ということにしてほしいと思ふし、ことに区道に

沿っている側溝といいますが、そういうものだと区は清掃なんかしやしませんよ。その場合には、区に対して清掃をしてくれという要求が、やはり区民の中に権利として持たれておる、ということにならなければならぬと思ふのですよ。その場合もそんなら、悪い区長ならば選挙しなければいいんじゃないか、ということになりますけれども、どうかそういうものの苦情処理をするような窓口が、ことにこういう共通の民法上の相隣関係でみなければならぬという問題に対しては、訴える所ぐらゐはほしいと思ふのですが、何かこの法律では、今度せつかく作つた法律だから、そんなこまかいことは勝手にやれというのじゃなくして、やはり親切な基準を示すことが至当じゃないかと思ふのです。この法律にありませんけれども、そういう点はどうかあります。

指定をして参りますならば、今御指摘のような非常に悪いみぞ等が、だんだん管理の適正を得てよくなつてゆく、というように考えておられますが、その範囲をあまり公共団体の能力以上に広げますと、これまたかえつて都市下水路に指定されたけれども、一向に管理がでないというところもございます。実は全部のみぞを都市下水路に法律で一べんにしてしまふというところは、そういう点を考えて、今回規定しなかつたというわけでございます。

○田中一君 建築基準法では、接続している隣地に建築する場合に、何メートルか、二メートル半だつたか、二メートルだつたか、お互いに通路を設けなければならぬということになつてゐるのです。これは所有権に対する一つの侵害ですよ。これはもう確かに基準法はそんなつてゐます。制限してゐます、同じことなんです。一坪十萬円以上する土地であつても制限されてゐるのです。だから下水が個人の負担だからといつて、これはもう一軒がそういう下水を置けば、隣接の各家庭は全部被害を受けるのですから、これを制限していいと思ふのです。非常にほかの立法例からみても、この法律案はあまりいいところがあるのです。

建築基準法を調べてもらひなさい。建築基準法の区域の制限じゃなくなつていながら、下水を暗渠にすることすらいけない、たとへば放水溝ですか？それのままでいいということじゃ、これは筋が通らぬと思ひます。建築関係の方じゃたくさんありますよ、制限が。こういう点は片手落ちな立法です。そういう点、また当然この放流溝を作るといふ人は、地主なんです。主

として地主なんです。こういうものは多少の負担をかけたといつても、一向差しつかえないと思ふのです。僕は、だからそういう面からみて、しかもこの生活に密着する部分の諸問題といふものを等閑に付している形があるのです。これは地方の末端の行政機関にまかせちゃつて、法律そのものはおれ知らぬといふことなんです。われわれは下水といふものの通念からいって、大下水その他の問題は、これはわかりませんが、直接生活に密着する面が一番關心事なわけなんです。私はさつきから下水道とは何かという質問をしたのも、何か動脈的なバリの大下水といふものは、小説で読んでいますから知つていますけれども、日本の東京のどこに大下水があるか市民は知りません。

○政府委員(町田稔君) ただいま御指摘になりましたようなことに該当する規定は、下水道法にはございません。ただ都市下水路として指定されたものは、市町村が修繕維持等の義務を負うように書いておるのでございまして、実は、ただいまお話にありましたように、小さいみぞについて、お話のような弊害がございましたが、従来かなり大きい都市下水路等につきましても、修繕維持等が悪いために疎通を欠いておつたという点がある点がございますが、今回はこの法律によりまして、そういう点は少くとも直してゆくというようにいたしたいと思つております。

○政府委員(町田稔君) この法律は、公共下水道が設けられる地区につきまして、各家庭から公共下水道まで流れて込むための排水設備については、第十条で先生のとおっしゃいましたように、適当な構造にするための規定が設けられてゐるのでございまして、政令で定める技術上の基準に従つて、排水設備を設けなければならないということになつておりますが、この公共下水道の

区域以外の所につきましては、確かに仰せの通りに規定を欠いてゐるのでございまして。これは下水道法案が実は、公共下水道と都市下水路といふ大きな排水施設につきまして、構造基準、管理の基準等を定めることを目的としたりました関係で、それ以外のものについての規定を欠いてゐるわけでございますが、事實上の取締り等につきましては、厚生省等と十分協議をいたしまして、行政運営におきまして適正を期して参りたい、こういうふうに考えております。

○田中一君 だめだよ、そんなでたらめ言つたつて。あなた、やれるものじゃないですよ、公共的な区道の側溝ですら清掃なんかしないのですよ。行政機関といふものは、やはり法律でばつと規制すればするようになってくるのですよ。しなければ市民がはつきりとお前、市はこうじゃないか、区道はこうじゃないか、こう言えるのです。やっぱり基本法にそういうものの義務付けがなければならぬ、行政措置でできるならば、もつとわれわれの生活は楽になつてゐるはずなんです、やはり法律でもとをがっちりときめてくれなければ、行政機関はしやしないのです、きめてもいいないものは、それが今の行政組織なんです。だから今、町田君のそういう答弁は、そんなこまかいじゃない加減なその場限りの答弁じゃ、僕は満足しない。厚生省どう考えています。

○政府委員(尾村傳久君) 清掃法では特別清掃地域につきましては、今の土地の占有者もしくは建築物の所有者、これらは、市町村長が収集に便利なように、ごみその他の清掃法で規定して

おられます汚物等を、収集しておかなければならぬということになつております。で、みだりにその地域で捨てちゃいかぬということ、これに對しましてそのきめました収集、いわゆる家庭から家庭で一定のきめたとごみ箱に集めておけば、これは市町村長に収集の義務を課しております。かようなことにおきまして、大体市という範囲は全部これにかかつております。ただ汚水だけが、水だけが残つておる、こういう形でございます。その場合にただいまの建設省から御答弁のありましたように、公共下水道が引かれておりますのは、おそらく百數十都市と思ひますが、これにつきましては今度の法案で、それに疎通する排水設備は政令の方で、今の暗渠にするかどうかがこれからきまるわけでございますが、これがきめられる。従つて残りの三百数十の都市は、汚物の収集とかそういうものは、はつきりいたしておられますが、排水の設備については当然からない。ということとは、公共下水道がないものではないから、そういうふうな暗渠にしまして、その行き先がまだないわけでございます。普通のみぞに流される、いわゆる公共下水道がまだないという所は、公共下水道が先ほどのお話がありますようにできてから、当然これにひつかかつて暗渠化する、かように期待しておるわけでございます。現実には今の敷がわくのを防ぎようがないわけでございます。これはあえて家庭の排水設備のみならず、その都市のみぞに由来する蚊の発生防止といふものは、依然として解決は直ちに

はつかぬ、解決つくのはやはりその水たまりを作らせぬような、清掃法に基

いて水をとめないようにする、こういうのが今の規制になっております、こういう形になっております。

○田中一君 なるほど、ちりんちりんとかねを鳴らして来るというのが汚物の処理というやつですね、そうすると汚水だけは解決つかぬというのですね、汚水の中にもいろいろ小さなゴミが入っているのですよ、一粒々拾つてためておくわけでもないのだから、そういうものが各家庭から流れてくると末端では汚物になってしまふ。そういう汚物は処理せよと言つたて処理できない。お互い処理せよと言つたところがなかなかできない。そうするとやはり行政機関がそういうものの蓄積されないようにしなくちゃならぬと思ふのですが、それすらまじめにやっておらぬわけですよ。これは一つの例として町田君に伺いますが、私は世田谷の三軒茶屋に住んでいるのですが、目黒川に全部下水は流れて行っている。目黒川はあれは都市下水道ですか、それとも河川ですか。

○政府委員(町田君) 目黒川は準用河川でございます。

○田中一君 そうすると河川法では、そういう所にあつては汚水汚物を流してもいいということになっておるのですか。なつてはいるはずはないでしょう。河川法ではどうなつています。

○説明員(志村清一君) 河川法の第九条に清潔の保持に關しての規定がございます。

○田中一君 だからこの公共下水道ですら雨水は直接流すけれども、汚水は流してはならぬとなつてはいるはずですね、だから河川法では当然汚水を流してはならぬということになっております

ね。だから世田谷区内では何でも皆目黒川に流してあります。それは行政機関がそういうことをやっているとすね。それ以外に流す所がないからです。だからそういうことになる、これはこうして財政豊かな大都市は、この法律によつてよりよき都市が出来るかもしれないけれども、そうでない所は相変らず野放しだといふようなことであつてはならぬと思ふのです。非常には不満なわけですね。もつとも明治三十三年の法律が昭和三十三年になつて改正されるのですから、まあせめて前進せよ、すいぶん長い間うつつちやつてあるのだから。けれどもそれに見合うだけのやはり経済的な補助をするような方法とか、あるいは条例で区民税からそれを義務づけるとか何とかいうことで、もう少し前進した形にならないと、現行法と一向変りばえがしない進歩じゃないか、こういう気がするのですが。

○説明員(志村清一君) 先ほど計画局長よりいろいろ説明がありました、いわゆる改良下水道である公共下水道を、なるべくすみやかに都市に整備したい、そしてその間整備のできない所につきましては、都市下水路につきましては都市下水路を維持管理いたしまして整備していく。この都市下水路につきましては、地方公共団体がみづから指定してやつていくわけでございますから、これは漸次小さい方面にまで及ぼして参りますれば、いよいよその効果が上つてくる。しかし非常に小さなものは一体どうなるかという問題でございますが、これは地方自治法におきまして第二条で、地方公共団体の固有の事務といたしまして、用排水路を

設置しもしくは管理するといふ規定がございます。地方自治法の精神におきましては、さういふものは一応地方自治団体が管理をして参らねばならぬのじゃないかと思ふ。なお家庭の排水施設の管理でございますが、公共下水道の整備された地区におきましては、先ほども申しましたように排水設備といふものが、設置義務として与えられておるわけでございます。排水区域外、公共下水道が整備されてない地区はどうかという問題に關しましては、田中先生から先ほど御指摘になりましたように、建築基準法においても十九条第三項で、建築物の敷地には、雨水とか汚水を排出し、または処理するに適當な構造の下水管、下水溝といったものを設けなければならぬといふ規定になつております。なおこの基準につきましては施行令におきまして、排水施設は耐水材料または鍍鉄で作つてくれ

といふような規定もございす。そういうようなことで排水区域外の個々の家庭の下水の処理といふものは、一応考えられるわけでございますが、さらにそれが隣家の方でもその排水施設を利用するといふ問題になりますと、先ほども申しましたように民法の相關關係といふような規定によつて進んでいく、といふような考え方でおるわけでございます。

○森田義衛君 今の問題に關連いたしまして、この新しく建築される場合に、おきましては、そういうふうな基準に従つてやられるのですが、すでに建築されてある家におきまして、今言つた何といふ排水溝が悪い、しかもある私の知っている例によりまして、あるうちから下水を出してきま

して、そこに吸水の何ら吸込み装置をやつていない、それが街路に出て参りまして、そうして隣のうちまで流れてくるのですが、そこに汚水がばいばい行つても先の方に下水路が全然ないのです。そうするとそこへ行つた汚水が街路まで一ぱい溜つてしまふ。こういう場合で、その吸込み口をやらせるとか下水道を完備するまで、そこに対しては何か勧告ができるのですか。建築をする場合にはいろいろさういつた御規則があるのですが、すでに作つてある家について、そういう近所に迷惑のあるような家がどんどんと汚水を排出しておる場合に、あるいは私の一つ知つておる例は、ちやうど裏庭の所に他のうちの今言つた吸込み装置があるのですが、非常に不完全で全く溜りつ放しで、ボウフラもわき放題といふような近所迷惑なやつなんですよ、そういうものはそのものによつてやらすと言われたが、何か今言つたように新しいものには手を入れたのだが、従前からあるものには何にも手がつかないということになるのですか。

○説明員(志村清一君) ただいまの問題、建築基準法の問題でございますが、実は私担当してないのですが、建築基準法の第十條に「特定行政庁は、建築物の敷地」が、先ほど申し上げました第二章の規定に適合せず、かつ危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合において、是、相當の整期期間をつけて一部の修繕、使用禁止、使用制限を命ずること

ができるという規定がございます。「保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置」ということ

で、一応勧告はできるのではないかと考えております。

○森田義衛君 そうすると、勧告ができれば、法の何と申しますか適用するのは、やはり何ですか、地方庁がその基準法に従つて市なりその他村なりがやるのでございすか。

○説明員(志村清一君) 当然さうなことになると思ひます。

○森田義衛君 現実には蚊やハエの防止運動とかやつておりますが、さういつたような非常に困つた所があるのです。その場合でも何といひますか、わずかの薬を方々にくれるという程度で、實際そのうちで自発的にやる場合が少いのですが、さういつたときに基本的なさういつた法律を發動しても、特にさういつた法律を發動してもらつて、そのうちへ少くとも勧告するといふたようなことを、厚生省あたり御指導になつておられますか。

○説明員(志村清一君) ただいま私が申し上げましたのは、建築基準法で、施設の中の排水設備が非常に悪かつた場合として、他に非常に迷惑をかけ、著しく衛生上不当であるといふような場合のことでございますが、それで建築基準法を所管しております建設省、あるいは建築基準法を實際に施行しております地方公共団体において処置をする、といふことに相なるかと存じます。なお建築基準法につきましては、私実はさう確かな自信ございませんものですが、さういふ解釈ができるのではないかと思ひます。

○森田義衛君 しかしさういつときも具体的に例があれば、法の適用に對してその当該官庁が、あるいは公共団体がなまけておるといふことになりま

すか、法律にいうるやうなものであつたやうなものがはつきりしたてあれば、具体的に他が迷惑するやうな、また衛生上非常に害があるやうなもので、だれ人も認められるやうな場合に、そのいゝゆる主管する市町村長その他が、そのいゝゆる行為の妨をしない場合は……

○理事(石井桂君) 今閣連して。志村課長の解釈はとも正當でないやうに思う、それは基準法の十条をあげられたでしよう。ここに「著しく」という文字があるのですよ、「著しく」と。立法当時「著しく」というのは、雨水だとか、汚水が溜るくらいな程度のものでない、という立法当時の説明だつたがね。それで今の御説明は私に違つてゐるだらうと思う。だからこの次までによくだしてきてくれませんか。

○説明員(志村清一君) お断りいたしましたように私、建築基準法を所掌いたしておりますので、さうに解することでもできるのじやないかと思つたのでございます。なお担当の課によつて聞きまして、次回に報告させていただきます。

○森田義衛君 これは公共下水道なりやうな、都市が特に不備な下水の関係を整備されていく法的根拠を与えて、今後進んでいくことはけっこうだと思つたのですが、さういふやうなうちにまたに残された不備なものを、都市全体にはまださういふ恩恵を受ける所はまだまだ少いと思つた、さういふものをやうに何と申しますか、合せて整備する、やうに下水道にならなくとも、それに関連したもので、さういふやうな準用できるやうな、さういふものも勧告できるやうな、やはり法的根拠をもつて、さうして何かやれるよ

うなことが今ありになるやうなものが、不十分だというなら、お考えおき願わなければならぬと思つたが、その点についての御意見を伺いたい。

○政府委員(町田龍君) ただいまお話のございましたやうな点は、十分厚生省とも連絡をいたしまして検討いたして参りたいと思つた。

○政府委員(尾村修久君) たしか今の点で、蚊とハエの運動等をやりまして一番両端点間を欠く点なんぞございす。現在のところは法的な裏づけがびたりといくものがあるやうなもので、各都道府県なり市町村に蚊とハエの対策本部というのでございまして、各都道府県がまとまりまして、それぞれの地区の一番蚊とハエの発生する原因を探索して、それらの部局が持つてゐる限りの行政の能力と法があるものは、それで立つてゐるわけでございます。さういふ指導方法、今御指摘のやうな法の問題が、確かに法の裏づけがないので、数年間までは汚物処理法というものが清掃法にありまして、これに汚水が入つておつた。最近のやうにそれが間に合はせましてそれでいけなやうになつて、極力公共下水道の方を推進していくといふことで、清掃法の方からはずしてある。たしか今お話のやうに、当分の間現実にはさういふ欠陥があるものであります。これは建設省と厚生省とよく連絡をとりまして、蚊とハエの撲滅運動の穴があかぬやうに、何らかの措置を御相談していきたい、かやうに思つておられます。

○岩沢忠泰君 厚生省からせつかく見えてゐるのですから、この下水道法案に対する根本的な考え方一つお伺いしたいのですが、この下水道法案で首

尾一貫した点がないかと思つたのですが、たとへば尿処理の問題で、なぜ厚生省をこの終末処理場の主務官庁にしたのか、その辺のいきさつを一つこの際御説明願ひたいと思つた。

○政府委員(尾村修久君) この下水道法案につきましても、ちやうど大部分の構造といふのは、尿処理場を一通りたして、尿処理場まで一本でいく一元化と、もう一つは下水道の一番主たる任務といふ、相当部分の任務が、都市の糞尿処理、衛生処理といふことの手段としても非常に重要なもの、従つて尿処理を適正に処理するといふ衛生行政の一環として、その二つあるわけでございます。その場合に現在のところ、全国の収集をしなければならぬといふやうな清掃法がかかつておられます。これは、都市がほとんど全部、それから大きな町村合せて約九百町村が収集業務を負つておられます。これによりましてその自治体が出たものを適切に処理しなければいかぬことになつておるわけでございますが、その場合に今のところ下水による一番理想的な処理をやつておられますのは、わずかに七都市でございます。ことしからさらにこれを継続事業で始めるといふのが二十都市ほど、それにいたしまして、これが終りまして、この三年後に約二十七都市といふくらい、これは年々改修いたしております。かやうな場合でありますために、当分の間は尿処理といふもの、下水処理以外によらざるを得ない、さういふことでございす。ところが一方におきましては、農村に還元することが全然とまつてきた都市が多いのでございす。これは化学肥料が非常に発達したために、それ

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

○岩沢忠泰君 今の御説明で、まあ全国で現在汚水処理場がやつておられるのが七カ所、それから漸次下水管によつて処理していきたいといふことになつておるんですから、厚生省もさういふ指導なさるというなら、この三十三年から今日まであまいやうな下水道法の条例によつてきたやつを、この際において下水道法といふ基本法律を作るなら、首尾一貫したことに終末処理もこの中へ含めて、さうしてこの主務大臣は一本にいた方が、関係都市の下水道を作る上において非常にいいと思つたのですが、ただ尿処理を衛生的の見地から云々といふお話ですが、これはまあ結局見方によつて、さういふ指導とか何と申すやうなことは建設省なり、あるいは厚生省によつて連絡すれば、十分にその目的は達せられるさう思ふので、どうもわれわれは終末処理が、ただ単に現在において非常に

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

○岩沢忠泰君 今の御説明で、まあ全国で現在汚水処理場がやつておられるのが七カ所、それから漸次下水管によつて処理していきたいといふことになつておるんですから、厚生省もさういふ指導なさるというなら、この三十三年から今日まであまいやうな下水道法の条例によつてきたやつを、この際において下水道法といふ基本法律を作るなら、首尾一貫したことに終末処理もこの中へ含めて、さうしてこの主務大臣は一本にいた方が、関係都市の下水道を作る上において非常にいいと思つたのですが、ただ尿処理を衛生的の見地から云々といふお話ですが、これはまあ結局見方によつて、さういふ指導とか何と申すやうなことは建設省なり、あるいは厚生省によつて連絡すれば、十分にその目的は達せられるさう思ふので、どうもわれわれは終末処理が、ただ単に現在において非常に

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

からあまいやうに不潔なものを野菜にかけるのを、ほかの肥料で済めばいいことで、これは急速にとまつてきた、何と申してもあまいやうなものである、量的にも美しく処理する、それから衛生的にはむしろいい菌をなくさなければならぬ。さういふことに迫られておられますが、おれおれの方といたしましては、極力下水にいきたいのでございす。一部分しか進んでいかぬといふことが、現実的にはそれができない。一部分しか進んでいかぬといふことが、現在は運搬方法を、パイプによらざる場合には人の目に見えぬやうに、これによりまして運びまして、最後の終末処理場と同じ方法、いわゆる尿処理の消化槽処理、あるいは化学処理と、さういふ消化、化学あるいは熱処理、これによりまして今日の目的を達しておるわけでございます。この方が大部分と思つておられます。当分の間は、地勢の関係で下水パイプができぬ所はそれによらざるを得ない。それから東京のやうな所では、下水管によるもの、ちやうど丘の向う側にあるやうな区は大部分それをやつておられます。この両方で行くわけでございます。できただけこれは切りかきさせるというところで進んでおられますけれども、さうな状況でございますので、当分の間は尿処理の大部分が、下水道以外で処理を進んでいかざるを得ないといふ形でありまして、この一貫した衛生的な終末処理といふ衛生行政の立場から、当分これは見ていかなければならぬ、適時に消化槽を終末処理の汚泥処理槽に転用できるものは、パイプにつながらず次第転用する、さういふやり方でやつております。東京都も今、砂町の大きな下水処理場と、それから今の計画でいけますと尿処理場、これが今百万人分やつております。一方は三河島と芝浦で東京都の二割分の下水処理をやつております。これは逐次切りかえられるやうな考案にいたしております。かやうな意味で両省で十分話し合ひまして、現在のところは両方に分かれてゐる認可申請等の不便をなくすやうに、これは事務的に協議してやつていく、実質的には今の衛生処理を一元化的に見ていきました、いつでも能率的に切りかえらるゝ、あるいは両方をうまく振り分けまして都市の全体の尿処理がうまくいく、かやうな意味で分けたわけでございます。

個所が少いという半面においては、行く行くはこの都市の衛生の見地から、終末処理は非常に歓迎した奨励しなければならぬという見地から、矛盾しておるように思ふのですが、どうですか。

○政府委員(尾村修久君) 終末処理もこの法律には入っておりますが、今のは所管省の問題だろうと思ひます。これはまあ国民の立場からいへば、原則的にいへば一省がいいと思ふ。それが建設省であるか、厚生省であるか、あるいはその他の省であるかは別といたしまして、一元化が望ましい。ただ今の仕事の現にやっております分割工合から見ますと、今言いましたように、都市の屎尿処理、汚物の処理の計画というものを行政一本でやらざるを得ない状況でございます。海に捨てておるものもある時期に消化槽に切りかえる。あるいは下水処理に切りかえるということを着々とやっておりますわけでございますが、今のところは屎尿処理一環の中からはずしまして、いかに連絡協調といたしまして、それよりも見方の上から、これはむしろ屎尿処理行政の一環の中でやつていつて、下水道のパイプ建設とそごのないように連絡協調する方が、現在のところの行政の実態から見ますと非常に合ふと、こういう形で実は両方の行政の内容をお互いに考えながら話し合つて、これが一番いいだろうという結論に達したわけでございます。

○岩沢忠義君 そすると、現在東京都では、砂町とかあるいは三河島にありますすが、ところがその方でないやうが、現在において下水管を相当埋め込んでおると、しかしそいつは河川に

放流して、屎尿の方には全然それにやつておらぬと、しかしまあ都市衛生の上からいへば屎尿だけは全部それにやるのが望ましいことだという場合、その設計が管の大きさなり、あるいはその他の勾配の点を、将来ここに屎尿処理場を作ろうというより、先々のことまで考えておやりになつておるのですか。

○政府委員(尾村修久君) その点は両省で話し合つておりました、しかも覚書もかわしまして、必ず終末処理の計画と、それから下水管の敷設計画とがマッチするようになつて、それぞれ出れば直ちに文書で両省で通知し合つて協議する、かようなことをすでに覚書案も作つております。さうなことでございます。これを下げまして、東京都の場合自体に關しましても同様でございます。下水を扱う部局と、今屎尿処理は清掃でやつておりますが、この部局の間で、広い意味の汚物処理は両方の協議を常にするような機構になつておりました。もとは一本であつたのでございますが、あまり大きくなりましたために、局を分けたというよりな形になつております。さうな工合になつております。

○岩沢忠義君 それは、建設省と厚生省の今の覚書というお話があつたのですが、参考のために一つ覚書を見せてもらいたいと思ひます。

○政府委員(町田稔君) 次の機会までに用意いたしましてお示しいたします。

○内村清次君 三十四条ですね、「国は、公共下水道の設置又は改築を行ふ地方公共団体に対し、予算の範囲内に

おいて、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することが出来る。」と書いてあるのですが、これは災害の場合の補助はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(町田稔君) 従来予算補助をいたしておりました。

○内村清次君 そこでこの条項にやはり適用するわけですか。

○政府委員(町田稔君) 第三十四条は、公共下水道の設置または改築に要する費用の一部を補助することが出来る」と書いてございますので、この規定からは災害復旧の補助が出て参りません。これは従来通りに予算補助という建前でございます。三十四条に基く補助は災害復旧にはございませぬ。

○内村清次君 そすると、この予算補助は、まあたとえば公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法ですか、その中にこの下水道というのを一項加えるという気がありますかどうか。

○政府委員(町田稔君) ただいま御意見のございました、災害復旧事業費国庫負担法の改正によりまして、下水道事業をも負担の対象の事業にするように、関係省、ことに大蔵省と折衝いたして参つたのでございますが、現在までのところまだ両省の話し合ひはついておりません。

○内村清次君 そすると、ただいま、まあたとえば災害都市に對しまして、確かにこの下水道に對しましては、予算措置も補助もやつておられると思ひますが、これはどういう根拠に從つておるわけですか。

○政府委員(町田稔君) 法律的な裏づけはございせんので、單に予算上補助しておるということでございます。従来下水道等についても補助をいたしておりましたが、これも古い下水道法には補助規定がございせんので、同様に予算の補助でございまして、今回の法律が成立いたしましたれば、公共下水道に關する補助は、法律の規定に基づく補助ということになるわけでありま

○内村清次君 そすると、設置または改築の補助法には、公共下水道に加えて都市下水路というものも入れますかどうか。

○政府委員(町田稔君) 三十四条では公共下水道と書いてございまして、都市下水路は三十四条の規定に基く補助としてはできません。従来も都市下水路、いわゆる都市水路と申しておりましたが、これに對して補助をいたしておりましたが、これも災害復旧の分と同様に予算補助でございまして、

○理事(石井桂君) それでは本日はこの程度で建設委員会を終了いたします。午後三時四十二分散会

四月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、低家賃公営住宅建設等に関する請願(第一三五四号)

一、岡山県神代川改修工事施行に關する請願(第一四六八号)

低家賃公営住宅建設等に関する請願
請願者 東京都北多摩郡府分寺町志ケ窪五六八四分等病院内 浦野春吉
紹介議員 藤原 道子君
都営の貧困者住宅の結核回復者への割当は、生活保護法による入院患者のみを対象としているが、結核回復者の家庭は、長期の療養のため、経済的にはほとんど、貧困のどん底にあつて、一般の家賃、部屋代での住宅解決はとうてい望めないから、生活保護法による患者以外の結核回復者にも、低家賃住宅の建設と優先割当が受けられるよう善処せられたいとの請願。
第一四六八号 昭和三十三年三月二十六日受理
岡山県神代川改修工事施行に關する請願
請願者 岡山県阿哲郡西町長 羽場盛太郎外一名
紹介議員 近藤 鶴代君
岡山県神代川改修については、既に昭和二十九年において岡山県当局の実地調査によつて改修の必要を認められ、改修予定地に取り上げられたが、その後いかなる事情によるものか今日まで関係住民の期待を裏切つて放置されてゐるため、以来幾度もこの水の厄にあひ、稲作は減収し、交通は障害を受け、ひいては教育文化事業等すべて町政に大きな禍をもたらしつゝいる現状であるから、本川のうち、阿哲郡西町大字上神代字才の佛御山前橋から上流二キロの間の河川を優先して改修工事を行はせられたいとの請願。
第一三五四号 昭和三十三年三月十九日受理

第一五〇一号 昭和三十三年三月二十七日受理

低家賃公営住宅建設等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町

野塩一、五九二 金沢

顕雄

紹介議員 藤田藤太郎君

現実の住宅難は、きわめて深刻な問題であり、とくに結核療養者の場合生活苦と生活環境が悪いために発病した者がほとんどで、生活水準の向上と共に住宅難の解消が重大な関心事となっているから、低家賃公営住宅を大量に建設せられると共に結核回復者に優先的に割り当てられたいとの請願。

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局